

幸区役所業務用車管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「川崎市庁用自動車管理規則」(平成15年川崎市規則第20号。以下、「規則」という。)第3条第5項に定める、幸区役所(道路公園センターを除く)が所管する業務用車(以下、「車両」という。)の適正な管理と効率的な活用を図り、安全かつ円滑な業務の運用に資することを目的とする。

(車両の配置先及び管理)

第2条 車両の配置先は別表のとおりとする。

- 2 車両の運行管理及び配車については、配置されている課(以下「配置課」という。)が行い、総括管理は総務課が行う。
- 3 配置課の長は、車両を運転する職員(以下「運転者」という。)の所属の長と協議し、使用の調整をすることができる。
- 4 配置課の長は、車両の鍵及び自動車運転報告書を管理及び保管する。

(運転することができる者)

第3条 運転者は、規則第3条第5項かっこ書きに定める「業務用車を運転する職員に関する基準」(14川総庁第519号。以下、「基準」という。)に規定する職員であり、「運転者報告書」によりあらかじめ総務課長の承認を受けたものでなければならない。

(運行の範囲)

第4条 車両の運行範囲は、原則として川崎市域内とする。ただし、運転者の所属の長が認める場合は、その限りではない。

(使用方法)

第5条 車両の使用方法は次のとおりとする。

- (1) 車両を使用しようとする運転者は、所属の長の許可を得なければならない。
- (2) 所属の長の許可を得た運転者は、運転の前日(前日が閉庁日の場合には直前の開庁日)までに配置課の長が定める方法により使用に係る手続を行わなければならない。
- (3) 車両の使用許可を受けた運転者は、運転に際し、車両の鍵及び自動車運転報告書を配置課の長から受取るものとする。
- (4) 運転者は、車両使用後直ちに鍵を返却するとともに、自動車運転報告書に必要事項を記入し、配置課の長に提出しなければならない。
- (5) 運転者は、運転前後に安全運転管理者又は安全運転管理者が指名する職員による酒気帯びの有無の確認を受け、確認の内容を自動車運転報告書に記録しなければならない。

(安全運転及び整備清掃)

第6条 運転者は、常に安全運転を旨とし、自動車の保全に留意するとともに、車両使用後は次の運転に支障がないよう整備清掃のうえ返却する。

- 2 運転者は、燃料の残量が半分以下になる前に、指定された給油所にて給油等必要な措置を講ずる。
なお、電気自動車は、指定された充電場所にて充電を行うものとする。

(事故等の報告義務)

第7条 運転者は、車両の事故及び異常を認めた場合は、緊急時の対応を行った後、速やかに配置課の長に報告しなければならない。また、報告を受けた配置課の長は、速やかに総務課長、各局の担当課及び予算主管課の長に報告しなければならない。

- 2 交通事故の処理は、「川崎市庁用自動車事故の事務処理要綱」に基づき行うものとする。

(運転の禁止)

第8条 運転者は、体調不良等運転に支障が出る恐れがある場合は、運転をしてはならない。また、配置課の長は、運転者が正常な状態で車両を運転できないと認められる場合は、車両の使用を停止し、または、制限することができる。

(使用の範囲)

第9条 運転者は、担当する業務を遂行する場合に移動用として車両を使用できるものとし、人の輸送のみ及び使用目的以外にこれを使用してはならない。ただし、所属の緊急の用務、災害その他、所属の長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(使用制限)

第10条 総務課長は、災害その他緊急事態が発生した場合もしくは発生が予想される場合は、車両の使用を停止し、又は配車を制限し、管理に必要な臨機の処置を指示することができる。

(関係部局への協力)

第11条 総務課長は、車両の運行に関することについて、関係部局から調査、照会があった場合は、協力しなければならない。

(その他)

第12条 その他必要事項については、規則及び基準による。

- 2 特に定めのない事項または疑義が生じた事項については、幸区長がその都度関係者と協議をして定める。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「幸区役所特殊用途自動車、軽四輪貨物自動車管理及び運営要綱」は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年9月25日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成31年2月25日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

令和7年4月1日現在

	車両管理者	配置課の長	登録番号	車種等
1	総務課長	総務課長	川崎 480 き 974	軽貨物 (スズキ)
2			川崎 480 く 5752	軽貨物 (スズキ)
3			川崎 480 え 4848	軽貨物 (スズキ)
4		保険年金課長	川崎 580 つ 2130	軽乗用 (スズキ)
5		日吉出張所長	川崎 480 き 6004	軽貨物 (三菱)
6		保護課長	川崎 480 う 5862	軽貨物 (スバル)
7			川崎 580 つ 9487	軽乗用 (三菱)
8		衛生課長	川崎 480 え 4577	軽貨物 (スバル)
9			川崎 480 く 2973	軽貨物 (三菱)
10			川崎 480 か 7284	軽貨物 (スズキ)
11		生涯学習支援課長	川崎 40 す 6129	軽貨物 (スズキ)